（業務規程で定めるべき事項）

第二百十六条の七　法第百十九条第八号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第百十八条第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）又は紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続であって、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第二百十六条の八　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第十一号の農林水産省令で定める事項は、指定共済事業等紛争解決機関は、当事者である加入組合（法第百十九条第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。第二百十六条の十一から第二百十六条の十三までにおいて同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二百十六条の九　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項第三号の指定共済事業等紛争解決機関の株式の所有、指定共済事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定共済事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一～十　（略）

（子会社等）

第二百十六条の十　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項第三号の指定共済事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一～九　（略）

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二百十六条の十一　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十一の規定により、指定共済事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（業務規程で定めるべき事項）

第二百十六条の七　法第百二十一条の七第八号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第百二十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、共済事業等（同項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）又は紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続であって、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第二百十六条の八　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第十一号の農林水産省令で定める事項は、指定共済事業等紛争解決機関（法第百二十一条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第百二十一条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者（利用者以外の法第十五条の五第四号に規定する共済契約者等を含む。第二百十六条の十一から第二百十六条の十三までにおいて同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二百十六条の九　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項第三号の指定共済事業等紛争解決機関の株式の所有、指定共済事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定共済事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一～十　（略）

（子会社等）

第二百十六条の十　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項第三号の指定共済事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一～九　（略）

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二百十六条の十一　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十一の規定により、指定共済事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）